

茨支事第 48 号の 4
令和 8 年 5 月 20 日

救急法等講習受講者 各位

日本赤十字社
茨城県支部 事務局長
(公 印 省 略)

講習における人工呼吸の実技について

平素より、赤十字の講習事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当支部で実施する赤十字救急法等講習において、呼気吹込みを伴う人工呼吸の実技については、コロナ禍以降、感染防止のため受講者による訓練人形への呼気吹込みは真似にとどめて実施してまいりました。

このたび、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行等を踏まえ、医師である委員で構成される赤十字救急法研究委員会から、受講者に対する呼気吹込み実技の再開は適当との答申を得られました。これを受け、当支部では令和 8 年 7 月 1 日から呼気吹込みを伴う人工呼吸の実技を再開することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 再開時期

令和 8 年 7 月 1 日

※ 6 月 30 日までは従前どおりの取扱い（受講者は吹込む真似）とします。

2 全ての講習に共通する事項

- (1) 呼気吹込みを伴う人工呼吸の実技を望まない受講者については、その意向を十分尊重し、吹込む真似での受講が可能です。ただし、資格認定講習においては呼気吹込みの実技が検定項目に含まれるため、申し出があった受講者には、原則として資格（認定証）を付与できません。
- (2) 体調が優れない場合は、受講をお控えください。
- (3) 呼気吹込みを伴う人工呼吸の実技を実施する際は、受講者一人ひとりに呼気吹込み用具（キューマスク等）を使用していただきます。

お問い合わせ先

日本赤十字社茨城県支部

事業推進課 普及係

TEL:029-284-1381 (直通)

Mail:jigyoun@ibaraki.jrc.or.jp